

金融再生法債権額開示及び保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権であり、当金庫の場合、貸出金の他債務保証見返り、未収利息及び与信関係の仮払金を含んだ債権です。

1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5. 「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

債権額

(単位：百万円)

債権区分	平成14年3月期	平成15年3月期	増減
破産更生債権及びこれらに準じる債権	4,178	2,657	1,521
危険債権	949	2,046	1,097
要管理債権	2,575	1,477	1,098
小計	7,703	6,181	1,522
正常債権	35,229	36,990	1,761
合計	42,932	43,171	239
合計に占める比率	17.94%	14.31%	3.63%

保全状況

(単位：百万円)

区分		破産更生債権及びこれらに準じる債権	危険債権	要管理債権	合計
開示額 (A)	14年3月期	4,178	949	2,575	7,703
	15年3月期	2,657	2,046	1,477	6,181
担保・保証等 (B)	14年3月期	2,508	771	2,363	5,642
	15年3月期	2,163	1,857	1,214	5,234
貸倒引当金 (C)	14年3月期	1,151	130	134	1,417
	15年3月期	494	104	18	616
保全率 (B+C) / A	14年3月期	87.57%	94.94%	96.97%	91.63%
	15年3月期	100.00%	95.84%	83.41%	94.64%